平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第82号

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

鳥取県恩給給与細則(昭和30年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄 中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条 とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。)に対応 する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合 には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正 部分を削る。

改正後	改 正 前

(恩給証書又は裁定通知書の再交付)

第13条 規則第36条の規定により恩給証書又は裁定通|第13条 規則第36条第1項の規定により恩給証書又は 知書の再交付を申請する者は、恩給証書(裁定通知 書)再交付申請書(様式第4号)を作成し、これを 知事に提出しなければならない。

2 略

(恩給証書又は裁定通知書の再交付)

裁定通知書の再交付を申請する者は、恩給証書(裁 定通知書)再交付申請書(様式第4号)を作成し、 これを知事に提出しなければならない。

2 略

第14条 規則第36条第2項の規定により恩給証書の再 交付を申請する者は、恩給証書(裁定通知書)再交 付申請書(様式第4号)を作成し、申請者本人の最 近の写真を添付してこれを知事に提出しなければな らない。

- 2 前項の申請書には、現住所の警察署、領事官その 他申請者が本人であることを知っている官公署か ら、本人であることの奥書証明を受けなければなら ない。
- 3 第1項の写真は、申請書にはりつけ、前項の奥書 証明をする官公署の割印を受けなければならない。

(恩給受給権調査申立書)

第14条 略

(この規則に定めがない場合の手続)

第15条 略

様式第4号(第13条関係) 略

(恩給受給権調査申立書)

第15条 略

(この規則に定めがない場合の手続)

第16条 略

様式第4号(第13条、第14条関係) 略

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。